

(後見(保佐、補助)開始の申立ての手引・訂正事項のお知らせ)

戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)の請求先

令和6年3月1日から本籍地以外の市区町村役場でも取得することができる場合があります(当該戸籍に記載されている者、その配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属が請求する場合等)。

詳細は市区町村役場の担当窓口にお問い合わせください。

なお、戸籍附票は本籍地以外の市区町村役場で取得することはできません。